

小委員会交渉の概要

交渉日：令和6年9月11日（水）16時45分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、書記次長

事項	組合主張	当局主張
都労連要求について	○休暇制度等については、更なる制度改善を求めていることを真摯に受け止め、検討・実現を要求 ○年次有給休暇の取得状況について、都側の取組の前進と受け止めるが、全ての職員が15日以上有給休暇を取得できるよう、更なる取組を要求 ○全ての職場において、希望する職員が休暇制度を活用できるよう、更なる制度改善と併せて、実効性のある方策を実施するよう要求 ○育児休業については、有給となるよう国に法改正を求めるなど、制度改善に向けて検討が必要 ○本年5月に成立した育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律について、交替制勤務職場等を含めた全ての職員が育児や介護等の事情にかかわらず活躍できる制度となるよう、検討を進め、制度の改正に当たっては、労使で議論することを要求 ○「ハラスメント防止連絡会議」で、より実効性のあるハラスメント防止策を検討していくことと併せて、あらゆるハラスメントを職場から根絶し、職員が安心して働き続けることができる職場となるよう、要求の実現を求めます。 ○都労連要求に関して検討が進んだ事項については、速やかに交渉の場で示し、実現に向けた議論を深めるよう要求	○休暇制度等については、多様な観点から制度の充実を図っており、民間、国・他団体と比較しても総体として充実した制度となっていると認識 ○都における年次有給休暇の令和5年取得実績は17.2日で、平成30年以降、最も高い取得日数となっており、引き続き、年次有給休暇の取得を促進 ○育児及び介護支援については、本年1月に「東京都職員『ライフ・ワーク・バランス』推進プラン」を一部改訂し、男性職員の育業取得率に係る目標の早期達成等を踏まえ、「令和7年度には90%」とする新たな目標をプランに明記 ○本年5月に、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が成立しており、今後省令等で示される制度の詳細など、国の動向を注視しながら、都の現状等を踏まえ検討 ○職場環境の改善については、今年度からは、全職員を対象として、ハラスメントに係る法令等の理解促進を図る研修を定期的に実施するほか、ハラスメント防止月間において、各職場でハラスメント事例について議論する機会を新たに設けることとしており、引き続き、より実効性のあるハラスメント防止策を検討 ○各要求については、都民の理解と納得が得られるかという観点から、引き続き検討

事項	組合主張	当局主張
旅費制度について	○国の見直し内容を慎重に検討しつつ、都の実態を十分に踏まえるとともに、都労連要求に基づく旅費制度の課題解決が図られるよう、労使での議論を要求	○国家公務員等の旅費制度については、本年４月に、改正旅費法が成立 ○都の旅費制度については、これまでも国との制度的均衡を考慮しつつ、都の実情に即した制度構築を進めており、引き続き国の動向に注視しつつ、都の実態を踏まえて検討